

北浜法律事務所 リーガルマガジン KITAHAMA⁺ PLUS Vol. 17

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

国内外の各種紛争において 弁護士が果たす役割とは

国際関係法務／東アジア／争訟・紛争解決
ベンチャー法務・IPO/M&A
日野 真太郎 弁護士

事業再生・倒産／コーポレート・会社法
労働法務／争訟・紛争解決／特殊法人
藤原 誠 弁護士



北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991



法務 Troubleshooting
スポーツの透明性を支える
スポーツ仲裁という手段



東京事務所移転のご案内



ビジネスパーソンの休憩時間
フランスにおける
ラグビーとサッカー

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



特集

弁護士

藤原 誠

事業再生・倒産/コーポレート・会社法
労働法務/争訟・紛争解決/特許法人

国内外の各種紛争において 弁護士が果たす役割とは

紛争事案は国内外問わず日々多く発生しています。

国内においては、訴訟は最終手段とし、その前の交渉で解決することが望ましいですが、
国外においては法文化の違いなどからその限りではないこともあります。

今回の特集では、国際性を持つ事案も含めた企業が関連する紛争解決に長けた弁護士が、
国内外の紛争における弁護士の役割と対応の留意点についてお話しします。

弁護士

日野 真太郎

国際関係法務/東アジア/争訟・紛争解決
ベンチャー法務・IPO/M&A



藤原 誠 弁護士

2006年京都大学法科大学院修了。2015年北浜法律事務所パートナー就任。事業再生・倒産分野を多く取り扱う。会社更生事件、民事再生事件といった法的再生案件のほか、私的整理案件における債務者の代理人としてのアドバイザー業務や、清算型案件として破産管財事件も数多く取り扱っている。また、株主総会指導を含むコーポレート全般、保険法務、労働法務、各種争訟についても幅広く対応している。



Makoto Fujiwara

Profile



日野 真太郎 弁護士

2011年東京大学法科大学院修了。2021年北浜法律事務所パートナー就任。中国帰国子女という経歴を活かし、中華圏(中国大陸・香港・台湾)を中心とする国際法務を中心に、紛争解決、M&A、国際商取引等に関する業務に多く関わっている。特に、企業間紛争解決を得意としており、国際的紛争解決に係る裁判・仲裁に経験を有する。顧客の企業文化を踏まえ、最善の経営判断に資する解決策を提案することをポリシーとしている。



Shintaro Hino

Profile



KITAHAMA⁺ PLUS

message

厳しい暑さがやわらぎ、心地よい風を感じられるようになりました。

今号は、「国内外の各種紛争において弁護士が果たす役割とは」と題し、
紛争事案における初期対応の重要性や

法文化の差異を踏まえた国内外の留意点の違いなどをお話しています。

対取引先、対労働者、対企業…北浜法律事務所では、伝統的に紛争対応力を重視していますが、

現在では、国内外・分野を問わず様々な事案を取り扱っています。

企業経営上、一定のトラブル・紛争は不可避でも、

適切な初期対応や法文化の違いを踏まえた対応により、

企業経営にとっての悪影響を軽減することができます。

皆様のビジネスの参考になりますと幸いです。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



紛争案件では
初期対応が極めて重要。

藤原 今日、日本企業における第三者との紛争対応をテーマに議論できればと思います。私は最近では、企業側の代理人として、企業活動上の事故に起因する損害賠償事案、消費者弁護団を相手方とする交渉や訴訟、保険金の不正請求が疑われる事案への対応のほか、国際仲裁など、幅広く取り扱っています。日野さんはどうですか。

日野 私は企業間紛争を幅広く扱っていますが、最近では製造物責任や会社の支配権にかかわるものが多いように思います。形態としては、訴訟以外に、訴訟になる前の交渉や、民事調停、国際仲裁や、海外が法廷地となるものもあります。また、代理人として前に出るもの以外に、紛争になる可能性を踏まえて、クライアントにアドバイスを提供する事案も一定数あります。紛争案件は初期対応が極めて大事ですから

訴訟だけではない 解決方法も。

ね。

藤原 おっしゃるとおり、紛争は、弁護士が代理人になるとか、訴訟に至るといった事態になる前に解決するのが、コストパフォーマンスの観点からも最も望ましいですね。初期対応がうまくいく例としてはどのようなものがありますか。

日野 たとえば、工業製品の継続的な売買取引で、メーカーである売主が、買主からクレームを受け、担当者同士では解決できなかった事案で、売主から相談を受けたとします。この場合、すぐに代理人として表に出ていくのではなく、当事者間の交渉を裏で支援し、解決を目指します。そのような場合、取引基本契約書や品質保証協定書、これまでの取引実態等を確認し、反論の仕方を一緒に考えたり、訴訟になった場合の見通しを踏まえて交渉での落としどころを助言したりします。これにより、弁護士が代理人となる前に解決できることも多くあります。一方で、

法廷地による法文化の差異

けでも、紛争の深刻化を避けられる可能性は高まります。

藤原 この例のように、製造物責任が問題になるような場合は、本来は責任がないと思われるようなときも、説明文書の書きぶりを誤って責任を認めたいように見えてしまったり、相手方を刺激してしまい解決困難になってしまいうこともありまね。紛争案件を多数経験している弁護士であれば、そういったリスクを避けるための助言ができると思います。特に、日本では弁護士が訴訟代理人というイメージが強く、弁護士を代理人として選任すると「すわ喧嘩か」となりかねないため、代理人として表に出る前の段階でご相談いただくのが望ましいですね。

日野 おっしゃるとおりです。私は、クライアントに対しては、第三者と紛争に至る可能性を感じたら、早い段階で一度ご相談いただくことをお勧めしています。たとえば、相手方から金的賠償を匂わされたような段階です。その段階で弁護士に相談し、以後の見通しと、対応方針を持って対応する

藤原 加えて、紛争案件では、クライアントの内部で様々な意見が出るので、弁護士として、事実と裁判に至った場合の見通しを示し、リスクを踏まえた適切な対応方針や解決策をきちんと議論する必要があります。法廷地や紛争発生地が国外であっても、日本企業として受け入れられる対応方針や解決策で臨む必要がありますが、国外の弁護士はその視点を持っていないので、我々日本の弁護士の腕の見せ所だと思います。

日野 早い段階でご相談をいただければ、国内であれば我々が、国外であれば我々と法廷地の弁護士で協働して適切な対応をできる可能性は高まります。

陸法系でない法域の紛争解決実務は、日本とは制度を含めて異なりますので、慎重なリサーチが必要という印象を持っています。やや副次的な論点ですが、弁護士費用もその一つで、たとえば米国のように、日本とは訴訟制度が相当程度異なり、桁が違う費用がかかる法域もあります。

日野 そうですね。裁判というのは、公正に、しかし一定の効率性も重視して、真実を発見し、法律を当てはめて結論を出す、というレベルでは世界中ほぼ共通だと思えます。しかし、どこに力点を置くかで、制度設計がガラッと変わりますね。中国大陸や台湾など、日本と同じ大陸法系の法域の訴訟制度は、日本の弁護士としてもなじみやすいですが、英米法系の訴訟制度は、異種競技かと思うこともあります。

藤原 法体系は弁護士にとってのコンピュータのOSのようなものですかね。私は、米国の案件では、事務所内の米国弁護士に疑問点や制度の前提

クライアントの皆様においては、早期のご相談を意識していただきたいですね。



北浜法律事務所では、国内外の紛争案件に広く対応しております。
ご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





東京事務所
オフィスツアーは
こちら



東京事務所移転のご案内

北浜法律事務所東京事務所は、開設20周年の節目となる本年、規模拡張のため、所在するサビアタワー内でフロアを移転するとともに、会議室及び執務スペースを一新しました。

会議室は、コロナ禍を経てウェブ会議が増加したことを踏まえ、室数よりも広さや使いやすさを重視した跳えとしました。内装は、落ち着いた色のある木目を基調に、北浜法律事務所のテーマカラーである白や青を差し色として、お客様にリラックスして打合せに臨んでいただけるようなものとしております。執務スペースは、ここ数年、弁護士が増加し、新年には40名を超える見通しであることから、面積を拡張するとともに、最新の什器を設置するほか、打合せや休憩スペースを充実させ、生産性を向上させています。

一新された東京事務所に、是非一度お越しください。



荒川 雄二郎 弁護士

Yujiro Arakawa

Profile



2000年大阪弁護士会にて登録し、北浜法律事務所入所。北浜法律事務所の東京事務所設立に際して第一東京弁護士会に登録換えし、以後、東京事務所にて勤務。2009年パートナー弁護士就任、2016年東京事務所代表社員就任。上場企業、中堅・中小企業のクライアントの、国内外の争訟の代理人、M&Aや合併等の企業間取引のアドバイザーを多く務める。

Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

フランスにおけるラグビーとサッカー

2022年サッカーワールドカップは、フランスの決勝進出で幕切れし(決勝進出後の記憶はありません)、2023年9月にはラグビーワールドカップがフランスで開催します。フランス人にとってサッカーとラグビーは、国民的な人気があるスポーツで、多くのフランス人が代表チームに注目しています。現在のフランス社会は、国際的で多様な民族性を持つことから、サッカーチームには様々なルーツの選手がいますが、ラグビーは、人気

のある地域がフランス中南部で、このエリア出身の選手が多いことから、多様性の観点からはサッカーに軍配が上がりそうです。日仏両国にルーツのある私は、サッカー・ラグビーの両方で度々ジャイアントキリングをする日本代表チームと、希望を与えつつ最後には勝てないことが何故か多いフランス代表チームの両方に勝ってほしいので、次のワールドカップで両チームが当たったときのことを今から心配しております。



金田 蔵人
外国弁護士(フランス)
Claude Kaneda



Profile



金田 蔵人 弁護士の

オススメ
Sports



法務 Troubleshooting

スポーツ仲裁

～スポーツの透明性を支える手段～

File / 17

コロナ禍の影響により入場制限等がされていたスポーツ観戦ですが、本年5月8日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止等の社会情勢の変化に伴い、各種スポーツ観戦の入場制限等が撤廃されつつあります。このため、皆様の日常生活においても、スポーツ観戦の機会が増えつつあるのではないかと思います。

スポーツ観戦が娯楽として成立する一つの要因として、「勝敗」を明確に決するというスポーツの特徴があります。そして、その「勝敗」を楽しむ前提として、第三者の恣意に左右されることなく、透明性のある団体により公平に開催されていることが挙げられると思います。その透明性のある団体運営を支える一つの手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」といいます。)のスポーツ仲裁というものがあります。

スポーツに関する紛争の解決には①専門性、②迅速性、③団体の自立性が求められる一方で、その性質から裁判所による紛争解決に馴染まないことが多くあります。このような背景を踏まえ、2003年4月からJSAAがスポーツ仲裁の運用を開始しています。

JSAAのスポーツ仲裁の対象は、懲戒処分や代表選手選考等の競技団体が競技者等に対して行った「決定」であり、他方で「競技中になされる審判の判定」は除かれます(JSAAスポーツ仲裁規則第2条1項)。このように「競技中になされる

審判の判定」が除外されるのは、事柄の性質上、競技中の現場での判断を尊重すべきであり、またその場で判断が確定しなければ、その競技自体が成立しなくなると考えられているからです(このような考えをField Of Play (FOP) の原則といいます。)

また、一般的な仲裁手続と同様に、JSAAのスポーツ仲裁も当事者の合意(仲裁合意)に基づく紛争解決手続であるため、同手続を利用するには「仲裁合意」が必要です。そして、仲裁合意に関して、多くの中央競技団体においては、あらかじめ競技者から申立てがあればJSAAでスポーツ仲裁を受けることを合意する旨の自動応諾条項を定めています。

もっとも、スポーツ仲裁の実務においては、これらの「決定」や「自動応諾条項」の規定ぶりが曖昧であることがあり、その結果、各競技団体が想定外のスポーツ仲裁の申立てをされ、その対応に苦勞することがあります。

前述の通り、スポーツに対する信頼を確保するために、各競技団体が透明性のある運営をすることは重要ですが、他方で、スポーツには安定した競技団体の運営が必要不可欠です。そのため、関連する規約を整備し、想定外のスポーツ仲裁を提起される等のリスクを排除することが肝要です。そして、これらの整備を通じて、より透明性の高い団体運営に繋がり、その結果、より多くの人がスポーツを楽しむことができるようになり、スポーツの発展に寄与することになると思います。

スポーツの発展には関わる全ての人の「フェアプレー」が大切なのです!

横山 浩 弁護士

Hiroshi Yokoyama



2014年大阪大学法科大学院修了。国内大手スポーツメーカー法務部での勤務を経て、2023年に北浜法律事務所入所。2021年から大阪経済法科大学にて「スポーツビジネス法務」の非常勤講師を務め、同年のオリンピック東京大会では、プロボノサービプロジェクトに参加。現在、公益財団法人日本スポーツ協会スポーツにおける暴力行為等相談窓口の専門相談員も担当するなど、スポーツに関する法務をライフワークとして精力的に取り組んでいる。

Profile

